

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県医師修学資金返還免除に関する条例	公 布 日	平成16年3月23日
条 例 番 号	平成16年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日
所管部局課	健康福祉部医療対策局地域医療推進課	電 話 番 号	059-224-2326
条例の概要	三重県医師修学資金貸与規則に基づき貸与した修学資金の返還免除について必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	修学後の返還免除を規定している。卒業10年にわたって義務年限を定めており、効果はこれから発揮されることとなる。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県内の深刻な医師不足等の状況を受けて、県全体の医師の不足と偏在の解消に向け、当面は公的関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	貸与資金の返還免除を規定しており、条例で規定する必要がある。貸与や返還免除等の運用事項は規則で定めている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	県内への医師の定着を図るため、一定期間県内医療機関での勤務を返還免除条件とするものであり有効である。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	若手医師を中心に地域医療の担い手を確保し、医師の不足と偏在の解消につなげ、県民へ安心な医療を提供する体制を整備していくものであり整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	へき地コースを選択する者があまりないのではないかといった意見等もあるが、別に三重県地域医療支援センターにおいて行う医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保対策支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組と連動させていくこととなる。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	貸与資金の返還免除に関わるものであり、一部であっても、規定を廃止することで目的達成に影響を及ぼすと考えられる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	別に三重県地域医療支援センターにおいて行う医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保対策支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を進める中で、必要に応じて見直しを検討することとなる。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	県独自の貸与制度であり、重複はない。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	へき地コースを選択する者があまりないのではないかとといった意見等もあるが、別に三重県地域医療支援センターにおいて行う医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保対策支援を一体的に行う仕組づくり等の取組と連動させていくこととなる。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県民への安心な医療提供体制の構築に向け、県全体の医師の不足と偏在の解消につなげることを目的としている。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	医療審議会地域医療対策部会や三重県地域医療支援センター運営協議会等の場を通じて、関係医療機関や市町、三重大学、住民代表等との意見調整、連携を行っている。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	いいえ	一部の市町より、独自に設ける医師修学資金への乗り換えや併用を可能にできるような制度改正要望があったが、関係医療機関や有識者、市町等の意見を踏まえて総合的に判断し、現行制度の運用を継続することとした。	
点検・見直し結果	理由		特記事項	
	改正・廃止の必要はない	平成23年4月に新設した研修医研修資金貸与制度との整合を図るため、平成23年12月に、返還免除条件について、改正を行ったところである。医師確保対策は、卒前・卒後を通じて、教育の段階からキャリア形成に至るまで、様々な取組を通じて総合的に進める必要があることから、今後、他の事業との連携上見直しが必要となった場合等に、検討を行うこととする。		見直しに関する規定の有無  無